よくあるお問い合わせ

共　通

１　下水道に接続しないので、受益者負担金は納付しなくて良いですか？

下水道に接続の有無にかかわらず受益者負担金は賦課されますので、納付をお願いします。

２　申告書を提出しないとどうなりますか？

申告書に記載された内容に間違いがないものとして、申告書を送付した方に、受益者負担金が賦課されます。

３　土地所有者が死亡している場合の申告書の記入の仕方は？

受益者申告書等の記入方法４ページ「３登記名義人が死亡している場合」をご確認ください。

４　受益者負担金の額はいくらになりますか？

負担金額は送付した申告書の地積（㎡）×450 円となります。（100 円未満は切り捨て）複数の土地がある場合は、すべての土地の負担金額を合算してから 100 円未満を切り捨てます。

５　受益者負担金を一括で納付すると割引はありますか？

前納報奨金（割引）がありますので、パンフレットの４ページをご確認ください。

６　初年度に一括納付した場合の前納報奨金（割引）の計算の仕方は？

パンフレット４ページの例で計算すると、負担金額を計算した後、負担金額を 20（回）で割り、100 円未満を切捨て、第２期目以降の負担金額を算出します（切り捨てた 100 円未満の端数は初年度の第 1 期に加算します）。パンフレットの例では、第 2 期以降の負担金額は 3,700 円となります。

次に第 2 期目以降の負担金が何カ月前に納付されたかを計算するため、前納報奨金の額は 3,700 円×6/1000（係数）×550（月）＝12,210 円（10 円未満は切り捨て）となります（計算が複雑なため、大体の金額で良い方は、負担金額に 16.5%を掛けて計算してください）。

７　受益者負担金を納めるのはいつですか？

毎年７月上旬頃に納入通知書を送付します。７月３１日までに第１期分を納付してください。口座振替の方は納期限の末日に振替をします。

８　受益者負担金の一括納付や分割納付などの納付方法はいつ決めるのですか？

口座振替の場合は、４月中に口座振替依頼書を上下水道課へ提出してください。年度の途中で納付方法の変更はできませんのでご注意ください。

納入通知書で納付される場合は、５年分一括、１年分一括、令和７年度第１期～第４期分を１冊にして、毎年７月上旬頃に送付しますので、ご都合の良い納付方法で期限までに納付してください。

９　いつから下水道に接続するための工事（排水設備工事）ができますか？

供用開始日（４月１日）から排水設備工事をすることができます。受益者負担金の納付前でも工事ができますので、指定工事店にご依頼ください。工事が完了すると、水道使用量に応じて下水道使用料がかかります。

10　いつまでに排水設備工事をすればよいですか？

汲み取り式便所をご使用の場合は、供用開始日から３年以内に工事をお願いします。浄化槽をご使用の場合は、供用開始日からおおむね１年を目途に工事をお願いしています。なお、融資あっせんの申請は、供用開始日から３年以内の工事が対象となります。

11　排水設備工事はどこに依頼すればよいですか？

指定工事店でしか工事はできません（ホームページ掲載）。何社か見積もりをとり、工事を依頼することをおすすめします。

土地所有者以外の権利者がいる場合

１　賃貸借契約により、土地所有者と家屋所有者が別々の場合の受益者は誰になりますか？

原則は家屋所有者ですが、賃貸借契約による権利については、その当事者間で交わした契約内容、貸借の目的、契約期間等その当事者同士の解釈によりますので、当事者間で話し合って決定してください。

２　借地人が受益者負担金を納付する場合の申告書の記入の仕方は？

受益者申告書等の記入方法３ページの「２　自分の土地を他人に貸している場合」をご確認ください。

１筆の土地に複数人の家屋所有者がいる場合は、土地の合計面積は登記簿の面積と同じになるように割り振りをお願いします。記入欄が足りない場合は、申告書をコピーして使用してください（別紙にわかるように記入していただいても構いません）。

複数人の家屋所有者に土地を貸している場合は、申告書の記入に時間がかかりますので、早めに準備をお願いします。

３　家屋所有者が別にいますが、土地所有者が負担金を負担する場合の申告書の記入の仕方は？

土地所有者又は代表者欄に土地所有者が記入し、申告書を提出してください（土地所有者以外の受益者欄には何も記入しないでください）。

土地（建物）の売却について

１　申告書の提出後、土地（建物）を売りたいのですが、受益者負担金はどうなりますか？

原則として申告書に記入した方が、最後まで受益者負担金を納付することになりますが、分割納付中に土地（建物）を売却する場合は、購入者が残りの受益者負担金の納付を引き継ぐこともできます。購入者が受益者負担金の納付を引き継ぐ場合は、下水道事業受益者変更届を提出してください（双方の署名が必要です）。詳しいことはお問い合わせください。

土地を売却予定の方は、第１期の納期に一括納付されると前納報奨金（割引）がありますので、一括納付後、受益者負担金納付済みの土地として売られることをおすすめします。